

紀の川市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
別紙のとおり	別紙のとおり	一般乗合旅客自動車運送事業者（株式会社有交紀北）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イ区域運行）の用に供する自動車	最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図ること。	関係者 株式会社有交紀北 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 紀の川市長 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 合意状況 令和7年12月17日、上記関係者において合意